

告 示

埼玉県告示第六百二十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和七年八月十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

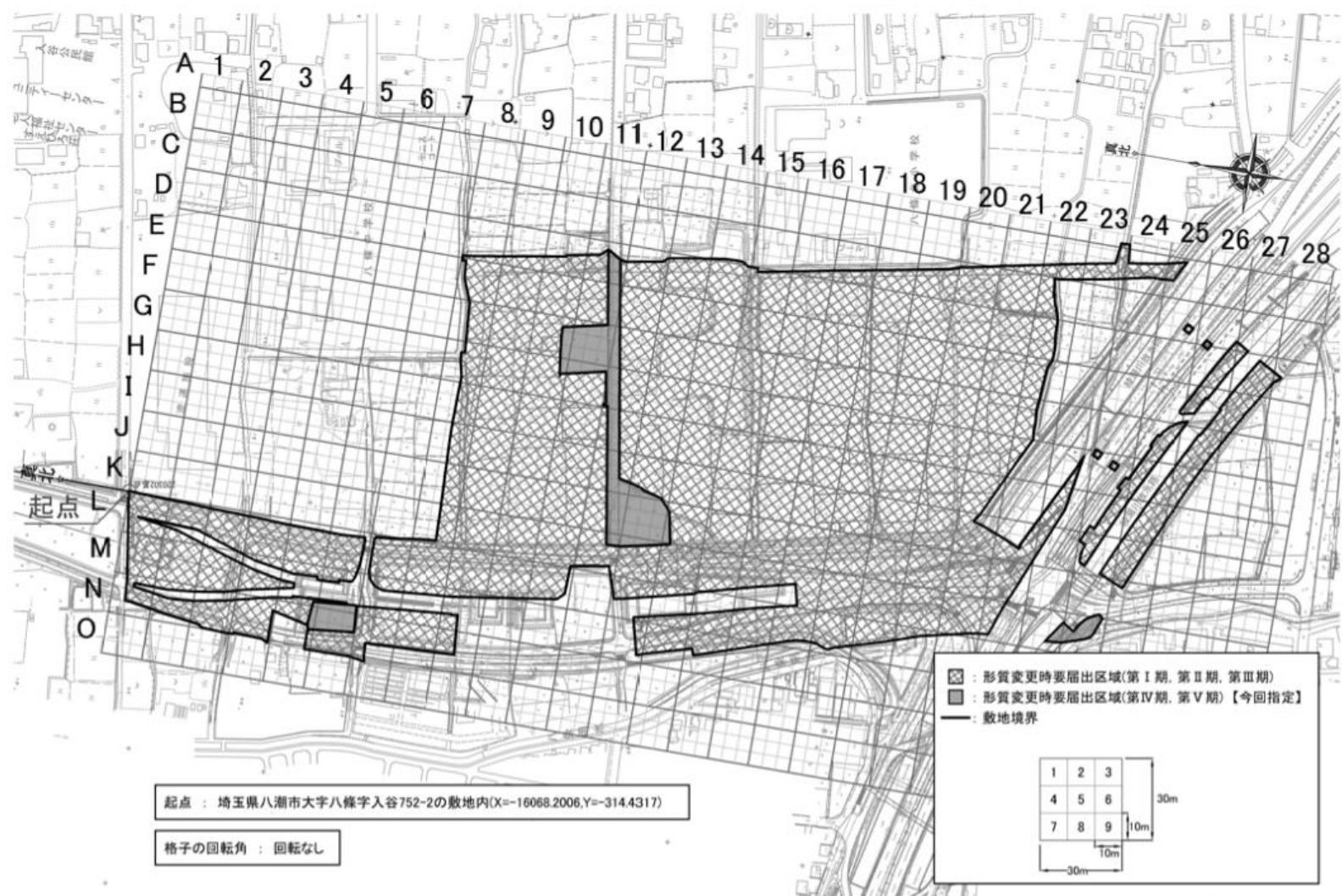
一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県八潮市大字八條字入谷五百番二の一部、五百番三の一部、五百番四の一部、五百一番二、五百一番三、五百一番四、五百二番二、五百二番三、五百二番四、五百三番二、五百三番三、五百三番四、五百三番五、五百四番二、五百四番三、五百四番四、五百四番五、五百五番一、五百五番二、五百五番三、五百五番四、五百六番二、五百六番三、五百六番四、五百七番二、五百七番三、五百七番四、五百八番二の一部、五百八番二地先から八百二十九番四地先までの道路敷の一部、五百八番三の一部、五百八番四の一部、七百九十一番一、八百十九番二の一部、八百十九番三の一部、八百二十番二、八百二十番三、八百二十番四、八百二十一番二、八百二十一番三、八百二十一番四、八百二十二番二、八百二十二番三、八百二十三番二、八百二十三番三、八百二十三番四、八百二十四番二、八百二十四番三、八百二十四番四、八百二十四番五、八百二十五番二、八百二十五番三、八百二十五番四、八百二十六番二、八百二十六番三、八百二十六番四、八百二十七番一、八百二十七番二、八百二十七番三、八百二十七番四、八百二十八番一、八百二十八番二の一部、八百二十八番三の一部、八百二十八番四の一部、八百二十九番四の一部、字白鳥八百四十八番五の一部、九百十七番一の一部、九百十七番二の一部及び九百十七番五の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十号に該当する区域
別図のとおり（一の区域と同じ）



別図1 告示用図面 八潮市(第Ⅳ期, 第Ⅴ期)